廃棄物不法投棄に関する行政の対応と現場周辺住民の意識変化の関係

八戸工業大学　正会員　○矢澤一樹・金子賢治
八戸工業大学　学生会員　安食貴章
八戸工業大学　フェロー会員　熊谷浩二

1. はじめに

近年，廃棄物処分場や発電所等，周辺住民や地域との合意が必要な社会基盤施設に対して，リスクコミュニケーションや合意形成の手法に関する研究が進められている．しかしながら，実際のフィールドで行政の対応が住民の意識の形成にどのような影響を及ぼすかといったことについて実証的なデータは少ない．

本研究では，２つの県にまたがる不法投棄現場の周辺住民を対象として住民アンケートを実施し，自治体の対応手法の違いと周辺住民の意識形成の関係に着目して分析し，合意形成手法に関して検討する．

2. 調査概要

(1) 対象とした不法投棄問題の概略

A 県と B 県の県境に産業廃棄物の不法投棄現場が存在することが平成 11 年 11 月に明らかになった．両県にまたがる原野 27ha に総体積 87 万 t（A 県側 67 万 t, B 県側 27 万 t）が不法に投棄された．この不法投棄問題は，A 県および B 県おのおので,「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の期限内完了を目指して，平成 15 年度から 10 年間で全量撤去・処理を実施する計画であり，現在はその途上にある．

不法投棄現場が A 県および B 県の２県の県境に位置していることから，行政の対応手法の違いが周辺住民の意識変化に影響を与えており，住民合意形成手法に関する実証的なデータを得るためには非常に良いフィールドであると考えられる．

(2) アンケート調査の概要

本研究では，まず，各自治体の資料や文献を基に，この問題に対する年表を作成した．アンケート調査にはこの年表を添付し，問題発覚から現在までの行政の対応に対する意識の変化について調査した．アンケートに用いた年表の主要な項目をまとめて**表–1** に示す．

現場周辺の A 県および B 県の住民を電話帳から系統抽出によりそれぞれ 300 件ずつ選び調査の対象とした．2006 年 12 月 20 日に郵送によりアンケートを送付し，回答期限を 2006 年 12 月 31 日までの約二週間と設定した．回収量は全体で 76 件で，回収率は，A 県 10.3%, B 県 14.7%であった．

実施したアンケート調査の項目は大別して 1) 回答者の属性,2) 自治体の対応に対する意識変化,3) この問題の解決方針に対する意識変化の 3 つである．

3. 調査結果と考察

(1) 調査対象の個人属性

本アンケート調査では，まず，設問「あなたご自身についてお尋ねします.」として性別，年齢，職業，居住地域を尋ねた．その結果について以下に整理する．

まず性別は電話帳をデータベースにしたため，回答者は男性の割合が多くなっており，男性が 90.7%，女性が 9.3%であった．年齢は 20 代が最も少ない 1.3%，30 代〜40 代が 13.3%，最も多かったのが 50 代〜60 代の 53.3%で，次に 70 代以上の 32.0%となっており，50 代以上だけで 85%を占めた．職業は就業者は 66.7%，無職は 33.3%であった．回答者の居住地域は A 県側が 41.3%，B 県側が 58.7%であり，A 県側の回収率が若干低くなっている．

表–1 不法投棄問題に対する行政の主な対応

年月	No.	出来事
H11.11	1	問題発覚
H12.7	2	B 県，第 1 回説明会
H13.2		A 県，第 1 回説明会
H14.3	3	A 県，現地封じ込め,
		B 県，原則撤去を表明
H14.6	4	両県合同検討委員会,
H14.7		両県合同説明会
H15.8	5	A 県知事が全量撤去方針表明
H15.9	a	両県知事がトップ会談
H15.10	b	環境省が基本方針発表
H16.3	6	A 県仮設浄化プラント稼働,
H16.5		浸出水処理施設工事開始
H16.8〜12	7	廃棄物の撤去開始
H18.9	8	B 県が推定量修正
H18.9	9	A 県が廃棄物本格撤去
		計画書 (案) 発表
H18.12	10	今現在

キーワード リスクコミュニケーション, 不法投棄, 住民意識
連絡先　〒 031-8501 青森県八戸市妙字大開 88-1　八戸工業大学　TEL: 0178-25-3111

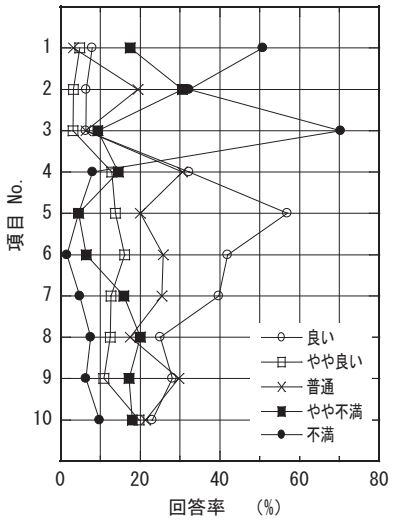

図–1 A 県の対応に対する周辺住民の意識変化

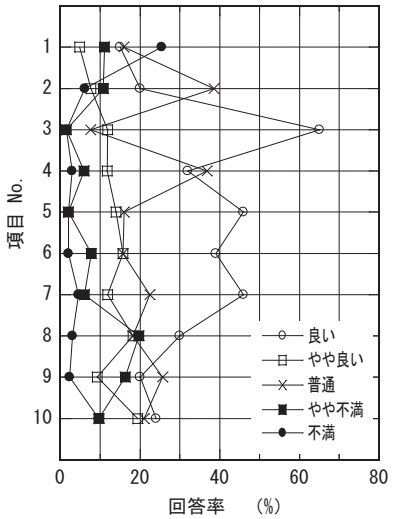

図–2 B 県の対応に対する周辺住民の意識変化

(2) 自治体の対応に対する住民意識

アンケート調査の項目 2) について各県毎に整理して**図–1**（A 県）と**図–2**（B 県）に示す．質問は，**表–1** の各項目の両県の対応に対する評価を 5 段階選択式で行った．両図の縦軸は**表–1** に示した項目 No.，横軸は回答率である．

項目 No.1 の問題発覚時点では不満傾向が強く，特に A 県の対応に強い不満を感じていることがわかる．

項目 No.2 の第 1 回住民説明会に関しては A 県の不満傾向が 6 割を占めているのに対して，B 県の不満傾向は 2 割以下である．これは，B 県が問題発覚から半年程で開催したのに対して A 県は 1 年後に開催しているためと考えられる．したがって，可能な限り早期に住民との対話をする機会を作り，対話する姿勢を示すことが第一段階としては非常に重要であるといえる．

2 つの県に対して最も決定的な違いが表れたのが質問項目 No.3 についてである．A 県は現地封じ込め案，B 県は原則全量撤去案を表明した時点であり，項目 No.5 で A 県が全量撤去を表明した際には，良い傾向が 6 割以上となっていることからも，No. 3 の時点では A 県と住民との間には大きな意見の乖離があったと考えられる．方針を正式に表明する前に十分に対話をすることが重要であると考えられる．

これ以降に関しては，両県ともに良い傾向の割合が多くなっており，現在は住民の行政に対する不満は 30%程度以下といえる．ただし，A 県に対する方が現在でも若干不満傾向にあり，項目 No.3 での現地封じ込め案発表による信用低下が，4 年以上経過した現在の評価にまで影響しているように感じられる．B 県の対応に関しては，迅速に説明会を開催し早期の段階で全量撤去を表明したことにより，A 県に比べて不満は少なく，良い傾向になっている思われる．

(3) 不法投棄問題の解決方針に対する意識変化

この問題に対する解決方針に納得した，若しくは納得していない主な理由や時期について尋ねた結果，納得している 36.8%，納得していない 15.8%となった．納得した側の具体的な時期は**表–1** の No.3,No.5,No.a,No.b の 4 つの出来事に集中していた．納得した側の理由としては全量撤去を表明したこと挙げられ，納得していない側の理由は，問題が発覚するまでの期間や，問題の規模，発覚後の県の対応の遅れ等が挙げられる．

4. おわりに

本研究では，住民意識合意形成手法に関して実証的なデータを収集することを目的として，2 県にまたがる不法投棄問題を対象としてアンケート調査を実施した．現在では，問題が発覚した当時と比べて行政の対応が評価されつつある．しかしながら，A 県の「現地封じ込み案」のように 1 度でも住民側に支持されない対応をした場合，行政が住民の信頼を取り戻すのは難しく，長期に亘ってこの影響が及んでいる．

住民に対して迅速に対応し，コミュニケーションを密にとることが重要であり，住民の理解を得るきっかけにもなるのではないかと考えられる．

謝辞： 本研究の一部は「文部科学省ハイテク・リサーチ・センター整備事業 (平成 15-19 年度)」により行われたものである．また，年末の忙しい中，アンケートに協力していただいた方々に深く感謝いたします．